

特定非営利活動法人日本医学図書館協会関東地区会会則

2017年4月3日改正

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会関東地区会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）関東地区会員の連携を強化し、協会事業の遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、協定定款第21条に基づく地区会として、関東地区（以下「関東区」という。）の正会員および協力会員をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、上記目的達成のために、協会の事業に準じた各種の事業を行う。

(事務局)

第5条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、地区の運営及び協会との業務連絡、調整等にあたる。

3 事務局の選出は別に定める関東地区会事務局選出のための加盟館会員グループ表により輪番制で5館以上を選出する。事務局代表館は、正会員Aの中から選出することが望ましい。

4 事務局の任期は2年とする。

(評議員の推薦)

第6条 評議員は、協会定款第23条及び、評議員および評議員会に関する細則4条1項に基づき、正会員に属する個人の中から、正会員A、B、C及び協力会員の代表者ならびに正会員D（以下「構成員」という。）の2分の1以上の投票によって1名を選出し、協会会長に推薦する。推薦手続きは別に定める。

(理事の推薦)

第7条 理事は、協会定款第13条及び役員選任に関する細則第3条1項に基づき、全会規模で、正会員に属する個人の中から、構成員の2分の1以上の投票によって、規定数（定数以内）を推薦する。

(監事の推薦)

第8条 監事は、協会定款第13条及び役員選任に関する細則第3条2項に基づき、全会規模で、正会員に属する個人の中から、構成員の2分の1以上の投票によって、規定数（定数以内）を推薦する。

（会議）

第9条 会議は、事務局が招集し、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 会議は、必要に応じて開催する。

3 議長は、会議出席者中より選出する。

4 議事は、出席構成員をそれぞれ1票とし、その過半数の賛成を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として、議決を委任することができる。なお、前項の適用については、委任を受けた構成員は、2票を行使することができる。

6 構成員が1名に重なる場合（機関会員の代表者が個人会員でもある場合）は、その構成員は、2票を行使することができる。

（会場）

第10条 会場は、事務局にこだわらず、会員館その他の場所をもってあてる。

（改正及び変更）

第11条 本会則の改廃は、構成員の2分の1以上の同意をもって決する。

附則

1 この会則の執行にともない、旧会則は廃止する。

1 この会則の執行の日以前に、旧会則およびその他に基づいて行われた輪番制などの取り決めは、この会則と抵触しない限りで、すべてそのまま引き継ぐ。